

<第6号議案> 特定非営利活動法人ぐらす・かわさき 定款の変更

特定非営利活動法人ぐらす・かわさき 定款第29条、第37条を以下の通り変更する。

1. 定款第29条

第5章 総会

(種別)(権能)

略

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

■現行条文

第5章 総会

(種別)(権能)

略

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

【変更理由】

議事録署名人に関する規定がされていなかったため。

2. 定款第 37 条

第 6 章 理事会

(構成) (開催)

略

(表決権等)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

■ 現行条文

(表決権等)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

【変更理由】

理事会の決議について、書面議決だけではなく、他の理事を代理人として委任できるようにする。